



114
A2582



参議大隈重信殿

別紙叙封令五日評議可相
本若二行前以入一覽其也
明治十四年三月廿二日
大隈大臣三條實美

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

3988



叙爵令

第一條 爵分ツテ公侯伯子男ノ五ツトナシ天皇陛下下ノ特旨ヲ以テ叙授シ臣民ニ特別貴顯ノ地位ヲ與フルモノトス

第二條 凡ソ爵ハ丁年以上ノ男子ニ非サレハ之ヲ授ケス

第三條 凡ソ爵ハ一般相續ノ順序ニ依リ之ヲ相續セシムヘシ若シ其者幼年ナルト

キハ丁年ニ至ルヲ待テ之ヲ授クヘシ

第四條 有爵者、妻ハ其夫ノ爵號ニ附與スル特遇ヲ有スルコトヲ得

第五條 有爵者ハ宮内省ノ直管トス但其民事ニ係ル事項ハ地方廳ニ於テ之ヲ管ス

第六條 有爵者著シキ不行狀アルカ又ハ不良ノ營業ヲ為スカ又ハ身代限ノ裁判ヲ受クルカ又ハ犯罪等ノ事アル時ハ其爵ヲ褫奪スルコトアルヘシ

授爵内規

公爵ヲ授クヘキ者

一 今後皇族ヨリ臣位ニ列セラル、者

一 国家ニ勲功アル者

侯爵ヲ授クヘキ者

一 旧清華以上

一 旧国主

一 国家ニ勲功アル者

伯爵ヲ授クヘキ者

一旧堂上従一位又ハ権大納言以上ニ昇リシ
家格ノ者

一旧現高拾萬石以上ノ藩主

一千家北島西大谷

一国家ニ勲功アル者

子爵ヲ授クヘキ者

一旧現高五萬石以上ノ藩主

一国家ニ勲功アル者

男爵ヲ授クヘキ者

一前四項ニ列記シタル外ノ華族

一國家ニ勲功アル者

